

# 学校に掲示する看板等設置基準

## 1. 目的

この基準は、本市の小中学校が掲示する看板等（以下「看板」という。）について、設置基準を定めることにより、宮崎県屋外広告物条例に適合した看板が適正に設置されることを目的とする。

## 2. 対象看板

都城市立の全ての小・中学校において、常時又は一定の期間、継続して屋外で公衆に表示される看板とする。

## 3. 設置場所

看板の設置は、学校敷地内（フェンスを含む。）に設置すること。

## 4. 掲示内容

掲示する内容等については、次の条件をすべて充たすものとする。

- (1) 業者名を表示しないこと
- (2) 写真を表示しないこと
- (3) 看板の下地は白色とし、文字色は原則黒色、赤色、青色の3色を使用すること（特に必要な場合でも、5色程度とすること）
- (4) 蛍光、発光、又は反射を伴う塗料材料を使用しないこと

## 5. 掲示期間

掲示期間は、原則最長で1年とすること。

## 6. 管理方法

看板の管理については、次を遵守すること。

- (1) 周辺道路の通行に支障を与えないこと
- (2) 台風の接近が予想される場合は、事前に一時撤去を行うこと
- (3) 強風時の際は、常に看板の状況を注視し、必要に応じて一時撤去等の対策を講ずること
- (4) 劣化状況に応じて、補修及び撤去等の対策を講ずること

## 【参考資料2】

### 公共広告物等の知事の同意基準

平成19年4月1日

最終改正 平成29年4月1日

国土整備部都市計画課

#### 1 目的

この基準は、宮崎県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第10条第2号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件（以下「公共広告物等」という。）を表示又は設置する場合の知事の同意を行うための必要な基準を定めることとする。

#### 2 公共広告物等

(1) 国、都道府県又は市町村（以下「公共団体」という。）

いずれもその機関及び一部事務組合等の地方公共団体の組合を含むが、公営企業は含まないものとする。

(2) 公共的目的

公共団体の法令や政策などに基づいて行うものをいい、営利的なものは含まない

(3) 公共団体が後援等をしている場合

公共団体が行う施策に関連し、公共団体以外の者が公共団体から後援等を受けて広告物等を表示又は設置する場合は、当該広告物等に当該公共団体名が併記されていれば公共広告物等として取り扱う。

(4) 公公用物と一体的に表示される名称等

トンネル等の公用物を管理する公共団体が当該公用物の名称及び由来等を表示する場合は、法令上当該公用物の管理又は維持のため必要なものとして、又は当該公用物と一体的なものとして取り扱うものとする。

ただし、色彩や形状等を周囲の状況と調和させるとともに、同種類のものは規格、意匠等を統一するようにあらかじめ指導するものとする。

#### 3 協議を要しない広告物等

次の広告物等は協議を要しない。

(1) 条例第10条各号（第2号を除く）に定める広告物等

禁止物件並びに禁止地域等及び規制地域等に表示し、又は設置することができる。

(2) 条例第11条各号に定める広告物等

禁止地域等及び規制地域等において表示し、又は設置することができる。

(3) 条例第12条に定める広告物等

禁止物件に表示し、又は設置することができる。

(4) 条例施行規則第4条第1項に定める広告物等

はり紙、はり札、広告旗及び立看板は協議を要しない。

官公署の建造物及びその敷地に表示し、又は設置されるものは協議を要しない。

なお、官公署は、国又は地方公共団体の諸機関の事務所と解されるので、公務員宿舎等は該当しない。

## 屋外広告物取扱一覧表

## 【参考資料 1】

学校は第2種禁止地域等に該当

区分	禁止物件 (P.2)	禁止地帯等 (P.3)			規制地域等 (P.4)			備考
		第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種	
野立(壁構)広告 一般 広告物を用する広告 屋上広告、壁面広告、突出広告、屋根面広告、 電柱等利用広告 電柱広告、街灯柱広告、消火栓標識柱広告 その他の広告 (許可要) アーチ広告、つり下げ広告、移動広告、横断幕、 気球広告、広告旗、立看板、はり紙 (社)	表示又は掲出できない。	石垣、埠、送電塔、タンク類等に限る。 第1種禁止 表示面積合計 1m以内 第2・3種禁止 表示面積合計 3m以内 その他他の地域 表示面積合計 5m以内	1住所等 表示面積合計 2m以内 埠に限る。 表示面積合計 3m以内	1住所等 表示面積合計 5m以内 その他他の地域 表示面積合計 5m以内	1住所等 表示面積合計 1.5m以内 1壁面につき 1壁面につき 1壁面につき 1.5m以内 5m以内 1.0m以内	1住所等 表示面積合計 1.5m以内 1壁面につき 1壁面につき 1壁面につき 1.5m以内 5m以内 1.0m以内	1住所等 表示面積合計 3.0m以内 一般広告物に同じ。 ※野立(壁構) 広告、電柱広告	P.14~17 参照 規制地域等の運営業 (運営業<)、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、屋根面 等は広告事の場合は規制地域等の運営業を適用すこと。 電柱、街灯柱、はり紙、アーチ・ード・アーチ の支柱には、はり紙、はり紙、はり紙、はり紙、 立看板は表示できない。 表示又は掲出できない。
自家用広告物	手縫 (許可等) 不要 手縫 (許可等) 要	歩道上 h≥2.5m 車道上 h≥4.7m 突出し幅≤0.6m 幅≤1.2m、幅≤0.45m	歩道上 h≥1.2m 車道上 h≥1.5m 横≤0.8m 横≤1.5m、横≤3m	歩道 横 左右側面ごとに、広告物の面積が各面の面積の1/3以内であること。 台数は1営業所ごとに、その営業所の総台数の1/5以内であること。 高さ2.5m、幅2.5mの場合は、表示面積を運行しないこと。 手縫不要で表示又は掲出できる。	手縫 歩道上 h≥1.2m (合計2m) 以下、横≤2m 車道上 h≥1.5m (共同設置の場合 5m) 1店舗等につき2箇 (2以上の主要道路に出す場合は3箇)	手縫 歩道上 h≥1.2m 車道上 h≥1.5m 横≤0.8m 横≤1.5m、横≤3m	手縫 歩道 横 左右側面ごとに、広告物の面積が各面の面積の1/3以内であること。 台数は1営業所ごとに、その営業所の総台数の1/5以内であること。 高さ2.5m、幅2.5mの場合は、表示面積を運行しないこと。 手縫不要で表示又は掲出できる。	P.6, 8, 9, 10~11 参照 規制地域等の電柱及び街灯柱には表示できない。 ※野立(壁構) 広告、電柱広告
道標・案内図板 (許可手続要)	法令の規定による広告物 (道路標識等) 國又は地方公共団体が公共的目的をもつて 表示する広告物 選舉運動・選舉期間中の政治活動に使用す るポスター、立看板等	光量遮蔽無、防犯・警戒灯、公園施設、カーブミラー、ごみ箱、フラワーポット、ベンチ 面積≤0.5m、投影面積の1/2以内、1輪以上は1物件につき1箇	手縫不要で表示又は掲出できる。 手縫不要で表示又は掲出できる。	手縫不要で表示又は掲出できる。 手縫不要で表示又は掲出できる。	手縫不要で表示又は掲出できる。 手縫不要で表示又は掲出できる。	手縫不要で表示又は掲出できる。 手縫不要で表示又は掲出できる。	P.9, 12 参照 規制地域等の電柱及び街灯柱には表示できない。 ※野立(壁構) 広告、電柱広告	P.13 参照 別途定められた許可事務要領及び ガイドラインを遵守すること。
適用除外 (基準内 の 範囲 外)	看板者名等を表示する奉仕広告物 管理用広告物 自動車広告物 宮崎県以外の許可を受けた自動車広告物 人、動物、車両(自動車以外)、船舶等に 表示される広告物 公共掲示板のはり紙 (面積≤0.5m)	1回の土地又は1物件につき1箇以内で、手縫不要で表示又は掲出できる。 手縫不要。工事期間中に限る。一般の真似を目的としないこと。 手縫不要。工事期間中に限る。一般の真似を目的としないこと。 手縫不要で表示又は掲出できる。	手縫不要。ただし公共掲示板管理者(市町村)の許可等が必要となる場合がある。 手縫不要。また、自家用広告物の場合、前部、左右側部、後部の各面につき、そ れぞれの面積の1/3以内であれば手縫不要で表示できる。	手縫不要。ただし公共掲示板管理者(市町村)の許可等が必要となる場合がある。 手縫不要。また、自家用広告物の場合、前部、左右側部、後部の各面につき、そ れぞれの面積の1/3以内であれば手縫不要で表示できる。	手縫不要。ただし公共掲示板管理者(市町村)の許可等が必要となる場合がある。 手縫不要。また、自家用広告物の場合、前部、左右側部、後部の各面につき、そ れぞれの面積の1/3以内であれば手縫不要で表示できる。	手縫不要。ただし公共掲示板管理者(市町村)の許可等が必要となる場合がある。 手縫不要。また、自家用広告物の場合、前部、左右側部、後部の各面につき、そ れぞれの面積の1/3以内であれば手縫不要で表示できる。	P.5~7, 8 参照	
工事現場	露地会場、露賣会等の敷地内の広告物 政治活動、自治会活動等非営利活動広告物 はり紙、はり紙又は立看板に限る。 2日前までに届け出ること。	表示期間 1月以内 はり紙及びはり紙、面積≤0.5m 広告旗 面積≤2m 立看板 高さ≤2m、横≤1m 表示者名、連絡先及び表示期間を明記	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。	表示又は掲出できない。		

条例の適用から  
除外されるもの